

御殿場市新たな観光振興財源検討に伴うアンケート調査 事業概要

(観光交流課)

1 調査の目的

本市の新たな観光振興財源検討の基礎資料とするため、市内の宿泊施設、宿泊者及び観光客（ともにインバウンドを含む）に対して、「御殿場市新たな観光振興財源検討に伴うアンケート調査」（以下、「本調査」とする。）を実施する。

2 履行期間

契約日の翌日から令和 8 年 8 月 1 4 日までとする。

3 委託業務内容

(1) 宿泊者及び観光客へのインターネット調査の実施

① 調査対象者

本市に 3 年以内に宿泊または観光で訪れたことがある者（基準日は調査時点、インバウンドを含む）

② 調査時期及び回数

調査時期：詳細については契約締結後に本市と調整するものとする。

調査回数：契約履行期間中に 1 回

③ 回収数

1, 0 0 0 票（うち 1 0 0 票はインバウンドとする）とし、各年代別回収数は原則として下表のとおりとする。

受注者は下表のサンプル数が回収できるまでアンケート調査を行うものとする。

年代	～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳以上	インバウンド*
回収数	150	150	150	150	150	150	100

※インバウンドの国籍、年齢は問わないものとする。

※同一のモニターが重複回答しないよう措置を講じること。

④ 調査項目

別紙調査票（案）の内容を基本とする。

⑤ 調査結果の集計と分析

調査終了後、調査項目ごとの集計を行うこと。

また、発注者の指示により年代や滞在目的別のクロス集計等、必要に応じた分析を行うこと。

(ア) 考察

本調査結果を踏まえて、本市の新たな観光振興財源について他自治体の事例とも比較した考察をすること。

⑥ 成果物の提出

本調査終了後の集計データ及び分析データを、C D - R 等の媒体に保存して提出すること。
また、調査の概要及び回答の結果等をまとめた報告書（A 4 版）をグラフ等用いてわかりやすく作成し、そのデータを提出すること。

成果物は7月17日までに提出すること。また、提出から履行期間満了日まで、必要に応じて発注者との協議による成果物の調整を行うこと。

(2) 宿泊者への調査の実施

①調査地点

具体的な調査地点については、下記のとおりとする。

種別	調査地点
宿泊施設	ホテル時之栖、ドーミーイン EXPRESS 富士山御殿場、HOTEL CLAD、レンブラントプレミアム富士御殿場、東横 INN 御殿場駅前、YMCA 東山荘、ホテルルートイン新御殿場インター

②調査時期及び回数

本調査の時期及び回数については、下記のとおりとする。

種別	調査時期及び回数
宿泊施設	6～7月。 聞き取り調査を実施。合計4日間。(うち平日を1日以上入れること)

※調査日等は、原則として受託者が調査施設と連絡調整した上で決定すること。

③調査方法

調査票を用いた調査とする。なお、調査票は別紙「御殿場市新たな観光振興財源検討に伴うアンケート調査票（案）」に基づき発注者と受注者協議により作成するものとする。

(ア) 宿泊施設

調査員による宿泊者への聞き取り調査にて実施すること。

※できるだけ調査対象者を性別・年齢など満遍なく抽出するように配慮すること。

※調査員はその場で有効な回答内容かを確認すること。

(イ) 調査票の配布数及び回収数

調査票の配布数及び回収数は、下記のとおりとする。

種別	調査票の配布数及び回収数
宿泊施設	1 地点当たり 80 票回収 目安：80 票×7 地点＝560 票

※回収数が想定に満たない場合、市から追加調査を指示することがある。

※各宿泊施設で入込客数が異なるため、総数として560票の回収数を目安とする。

※上記回収数のうち、10%はインバウンドでの回収数とする。

(ウ) 回答内容の確認

全調査地点における回答内容を確認し、無効な回答を排除する。

(エ) 調査項目

別紙調査票（案）の内容を基本とする。

④調査謝礼の進呈

本調査協力者に対し下記のとおり調査謝礼を進呈すること。

種別	調査謝礼
宿泊施設	調査協力者に対し、ノベルティを進呈する。 ※ノベルティは発注者が用意する。

⑤調査結果の集計と分析

調査終了後、調査項目ごとの集計を行うこと。

また、発注者の指示により年代や滞在目的別のクロス集計等、必要に応じた分析を行うこと。

(ア) 考察

本調査結果を踏まえて、本市の新たな観光振興財源について他自治体の事例とも比較した考察をすること。

⑥成果物の提出

本調査終了後の集計データ及び分析データを、ＣＤ－Ｒ等の媒体に保存して提出すること。
また、調査の概要及び回答の結果等をまとめた報告書（Ａ４版）をグラフ等用いてわかりやすく作成し、そのデータを提出すること。

成果物は７月１７日までに提出すること。また、提出から履行期間満了日まで、必要に応じて発注者との協議による成果物の調整を行うこと。

(3) 宿泊施設への調査の実施

①調査対象

具体的な調査対象については、下記のとおりとする。

種別	調査対象
宿泊施設	・旅館業法に規定する旅館・ホテル・簡易宿所(下宿営業は除く) （１０４事業所程度） ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅(民泊) （１６事業所程度）

②調査時期及び回数

本調査の時期及び回数については、下記のとおりとする。

種別	調査時期及び回数
宿泊施設	６～７月。 郵送によるアンケート調査を実施。

※調査対象の宿泊施設リストは、発注者が受託者に提供する。

③調査方法

調査票を用いた調査とする。なお、調査票は別紙「御殿場市新たな観光振興財源検討に伴うアンケート調査票（案）」に基づき発注者と受注者協議により作成するものとする。

(ア) 宿泊施設

郵送による宿泊施設へのアンケート調査にて実施すること。

(イ) 調査票の配布数及び回収数

調査票の配布数及び回収数は、下記のとおりとする。

種別	調査票の配布数及び回収数
宿泊施設	目安：約 1 1 0 施設×回答率 7 0 %＝約 7 7 票

※回収数が想定に満たない場合、市から追加調査を指示することがある。

※専用の回答フォームは発注者が作成する。回答フォームによる回答データは、発注者が受託者に提供する。

(ウ) 回答内容の確認

全回答内容を確認し、無効な回答を排除する。

(エ) 調査項目

別紙調査票（案）の内容を基本とする。

⑤ 調査結果の集計と分析

調査終了後、調査項目ごとの集計を行うこと。

また、発注者の指示により営業形態別のクロス集計等、必要に応じた分析を行うこと。

(ア) 考察

本調査結果を踏まえて、本市の新たな観光振興財源について他自治体の事例とも比較した考察をすること。

⑥ 成果物の提出

本調査終了後の集計データ及び分析データを、CD-R等の媒体に保存して提出すること。
また、調査の概要及び回答の結果等をまとめた報告書（A4版）をグラフ等用いてわかりやすく作成し、そのデータを提出すること。

成果物は7月17日までに提出すること。また、提出から履行期間満了日まで、必要に応じて発注者との協議による成果物の調整を行うこと。

4 その他

本仕様書に記載されていない事項等に疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議により決定するものとする。

5 事業実施方法・委託業者について

調査会社（（株）サーベイリサーチセンター）に調査集計業務を委託して実施。